

浦山学園役員等報酬・退職金規程

(総則)

第1条 学校法人浦山学園の役員等の報酬、手当および退職金に関する事項はこの規程の定めるところによる。

- 2 この規程において、役員とは、浦山学園寄附行為に定める理事・監事をいう。
- 3 この規程において、役員等とは、役員及び評議員をいう。
- 4 この規程において、常勤役員とは、役員のうち本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 5 この規程において、非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- 6 この規程において、非常勤役員等とは、非常勤役員及び評議員をいう。

(報酬)

第2条 常勤役員の報酬の額は、別表1のとおりとする。ただし、常勤役員の功績・功労、学園の経営状況により、別表1に定めるそれぞれの額の 50%の範囲内において増減できることとし、理事会の議を経て決定する。

2 専任の職員が役員等を兼ねることになった場合は、報酬を支給しない。

3 非常勤役員等には、執務費として理事会又は評議員会等への出席の都度日額1万円～2万円の範囲で理事長の定める額を支給する。

(特別手当)

第3条 常勤役員には、報酬のほか特別手当を支給する。

- 2 専任の職員が役員を兼ねることになった場合は、特別手当を支給しない。
- 3 前項の特別手当は、夏期手当および年末手当に分け、それぞれ7月および12月に支給する。
- 4 夏期手当および年末手当は、それぞれ役員報酬月額額の2か月分とする。ただし、役員の功績・功労、学園の経営状況により、増減できることとし、理事会の議を経て決定する。

(支給)

第4条 常勤役員の報酬・特別手当の支給方法は、職員の例による。

(その他の経費)

第5条 役員等がその職務遂行上必要とした経費は、別に支給する。

2 役員等が会議等に参加するための交通費及び日当は、「浦山学園役員出張旅費規程」により支給する。

(報酬の減額)

第6条 常勤役員が次の各号に該当した場合は非常勤とし報酬を減額する。

- (1) 業務外の傷病による欠勤が3ヶ月以上にわたるとき。
- (2) 自己都合による欠勤が引き続き1ヶ月以上に及ぶとき。
- (3) 国会議員、県議会議員、その他地方公共団体の有給公務員についたとき。
- (4) 前各号の他、特別の事由により非常勤にすることを相当と認めたとき。

- 2 前項の場合、非常勤となった期間中の報酬額は規定の100分の20とする。ただし月途中からの場合は日割り計算とする。
- 3 第1項により非常勤となった者が他の団体等から報酬等をもたらう場合は、前項とその報酬額との差額を支給する。
- 4 第1項により非常勤となった期間中の特別手当は支給しない。ただし月途中からの場合は日割り計算とする。

(退職金の支給)

第7条 常勤役員の退職金の額及び支給方法は、本規程に基づき理事会の議により決定する。

2 非常勤・学園教職員役員等には、原則として退職金は支給しない。ただし、理事会の議を経て支給を相当と認めた場合は、この限りでない。その場合の額については、2期(6年)以上の在任で50,000円を原則とする。

(退職金の算出方法等)

第8条 常勤役員の退職金の額は次の算出によって得たものとする。

「最終月額報酬額」×「役員在任年数に応じた支給率」×「最終役位係数」

- 2 「役員在任年数に応じた支給率」は別表2のとおりとする。
- 3 各役位別の役位係数は次のとおりとする。

理事長	2. 0
副理事長	1. 7
専務理事	1. 5
常務理事	1. 3
理 事	1. 0
常勤監事	1. 0

(退職金の増減)

第9条 常勤役員が退職するに際し、下記の各号に該当する場合は、理事会の議を経て退職金を増減することができる。

- (1) 在任中、特に功績顕著と認められる場合は、第7条により算出した金額に対し、功績倍率として2倍を限度に増額することができる。
- (2) 職務遂行に際し忠実義務に反する行為があった場合は、第7条により算出した金額に対し、5割を限度に減額することができる。
- (3) 学園の経営状況及び財政状況を勘案し第7条により算出した金額に対し、一定額の減額をする場合がある。

(改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1. この規程は、昭和47年4月 1日から施行する。
2. この規程は、昭和63年4月 1日から施行する。
3. この規程は、平成 4年4月 1日から施行する。

4. この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。
6. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
7. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
8. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
10. この規定は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

理 事 長	月額 125 万円
副理事長	月額 100 万円
専務理事	月額 80 万円
常務理事	月額 65 万円
理 事	月額 50 万円
常勤監事	月額 50 万円

別表 2 (第 7 条関係)

退職金支給率

勤続年数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
支給率	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.5	
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	6.5	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5	15.5
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30 以上
	16.5	17.5	18.5	19.5	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0	26.0